



ウ) 回覧の(2)中「第19条第4項」及び「第27条第4項」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第19条第1項」及び「第27条第1項」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第17条第1項」及び「第25条第1項」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第15条第1項」及び「第23条第1項」並びに「回覧中(5)及び(6)ウ」(3)の次に次のように加える。

(14) 国定公園の海域公園地区の指定 (法第22条第7項)	<input type="checkbox"/>								
--------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第三の4の業自然保護推進の部(3)の項の(2)中「第29条第1項」及び「第36条第1項」並びに「回覧の(2)中「(3)」及び「(5)」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第66条第1項」及び「第79条第1項」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第56条第2項」及び「第68条第2項」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第55条第4項」及び「第67条第4項」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第55条第2項」及び「第67条第2項」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第46条、第47条」及び「第58条、第59条」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第41条第1項」及び「第53条第1項」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第40条」及び「第52条」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第37条第1項」及び「第49条第1項」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第35条」及び「第47条」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第31条第4項」及び「第43条第4項」並びに「回覧中(5)及び(6)ウ」(2)の次に次のように加える。

(23) 国定公園における生態系維持回復事業計画の決定 (法第38条第2項)	<input type="checkbox"/>								
(24) 国立公園における生態系維持回復事業の確認の申請 (法第39条第2項)	<input type="checkbox"/>								
(25) 国定公園における生態系維持回復事業の確認又は認定 (法第40条第2項、第3項)	<input type="checkbox"/>								

別表第三の5の業国土の部の(2)中「第45条において準用する民法第56条」及び「第39条の3」並びに「回覧自然保護推進の部(3)の項の(2)中「第68条において準用する民法第40条」及び「第44条第3項」並びに「回覧の(2)中「第68条において準用する民法第56条」及び「第46条の4第5項」並びに「回覧自然保護推進の部(3)の項の(2)中「第45条において準用する民法第56条」及び「第39条の3」並びに「回覧の(2)中「第115条の7第1項」及び「第115条の8第1項」並びに「回覧の(2)中「第115条の8第1項」及び「第115条の9第1項」並びに「回覧の(2)中「(18)」及び「(19)」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」

ウ) 回覧の(2)中「第115条の36第1項」及び「第115条の42第1項」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第115条の30第1項」及び「第115条の36第1項」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧の(2)中「第115条の29第4項」及び「第115条の35第4項」並びに「回覧中(5)及び(6)ウ」(2)の次に次のように加える。

(16) 介護サービス事業者に対する勧告、命令等 (法第75条の34第7項-第3項)	<input type="checkbox"/>								
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第三の5の業国土の部の(2)及び回覧自然保護推進の部(3)の項の(2)中「第45条において準用する民法第56条」及び「第39条の3」並びに「回覧の(2)の項の(1)及び(2)」並びに「回覧の(2)中「(1)及び(2)」並びに「回覧の(3)及び回覧の(4)ウ」回覧中(5)の項(2)の9の項及び5の項(1)の項及び9の項(1)別表第三の9の業環境保護推進の部(2)の項の(2)中「第19条において準用する民法第56条」及び「第12条の5」並びに「回覧自然保護推進の部(3)の項の(2)中「第43条において準用する民法第40条」及び「第35条第4項」並びに「回覧の(2)中「第43条において準用する民法第70条第3項」及び「第39条の2第2項」並びに「別表第三の5の業環境保護推進の部(5)の項中(1)及び(2)及び(1)ウ」(3)及び(2)ウ」(4)から(5)まで並びに「回覧の(2)中「(25)」及び「(6)」並びに「回覧中(5)及び(6)ウ」(2)の次に次のように加える。

(3) 所有権の移転等に関する調停 (法第36条第2項)	<input type="checkbox"/>								
(4) 特定利用権の設定に関する裁定 (法第39条第4項)	<input type="checkbox"/>								
(5) 遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定 (法第43条第2項において準用する法第39条第4項)	<input type="checkbox"/>								
(6) 違反転用に対する処分 (法第51条第1項)	<input type="checkbox"/>								

別表第三の7の業森林計画の部の次に次のように加える。

全国植樹祭の開催の準備に関する事務	(1) 全国植樹祭の総合調整計画及び実施計画、基本計画、広域生、泊及び交通、並びに施設整備に関すること。	室長が特に重要と認めるもの								
		室長が特に重要と認めるもの以外のもの								

別表第三の七の表水産振興課の部6の項の(1)を次のように改める。

(1) 漁業経営の改善に関する計画の認定(法第4条第1項)その他の法の施行に関すること。										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の七の表水産振興課の部6の項の(2)を削り、同部20の項の(1)中「第41条において準用する民法第56条」を「第32条の6」に改め、別表第三の八の表監理課の部中6の項を10の項とし、3の項から8の項までを一項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3 特定住宅振興担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)以下この項において「法」という。)務	(1) 住宅建設費担保保証金の取戻しの承認(法第9条第2項)その他の法の施行に関すること。									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の八の表河川開発課の部6の項の(2)中「、第8項」を削り、同項の(2)中「第18条第13項第1号」を「第18条第22項第1号」に改め、同項の(2)中「第18条第14項」を「第18条第23項」に改め、同項の(2)を次のように改める。

(2) 道路内の建築の許可(法第44条第2号、第4号)	課長が特に重要と認めるもの									
	課長が特に重要と認めるもの以外のもの									

別表第三の八の表建設指導課の部7の項の(2)中「用途地域内」を「用途地域等における」に、「第12項」を「第13項」に改め、同項の(2)中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同項の(2)中「(57)」を「(58)」に改め、同項の(2)を次のように改める。

(48) 指定構造計算適合性判定機関の指定の取消し等(法第77条の35の14第1項、第2項)										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の八の表建設指導課の部8の項の(2)を次のように改める。

(2) 指示に係る措置の命令(法第75条第4項)										
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の八の表建設指導課の部8の項の(2)を次のように改める。

(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	本庁において取り扱う建築物に係るもの									
	出先機関において取り扱う建築物に係るもの									土木事務所

別表第三の八の表建設指導課の部10の項の(1)中「山口土木建築事務所」を「防府土木建築事務所」に改め、同項の(1)中「山口土木建築事務所及び下関土木建築事務所」を「防府土木建築事務所、下関土木建築事務所及び萩土木建築事務所」に改め、同項の(1)中「(57)」を「(58)」に改め、同項の(1)を次のように改める。

// 特定住宅ローン担保等責任の履行の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 住宅販売ローン担保証券の取戻しの承認（法第16条において適用する法第9条第2項）その他の法の施行に関すること。 <input type="radio"/>
---	--

別表第三の8の表住宅課の部の9の項を同部10の項とし、同部8の項の(6)及び(7)中

「  」を「  」に改め、同項の(1)及び(2)中「  」を「  」に

改め、同項を同部9の項とし、同部7の項の(1)及び(2)中「  」を「  」に

改め、同項を同部8の項とし、同部6の項の次に次のように加える。

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 改善命令（法第3条） (2) 計画の認定の取消し（法第4条第1項） (3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
---	--	---

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。